

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

社宅と住宅手当

Q : 当社は、社員からの社宅の入居申し込みが多数あり、一部の社員にしか社宅を貸与することができません。そこで、社宅を貸与できなかった社員には、住宅手当を支給しようと思います。

ところで、社宅を貸与した場合と、住宅手当を支給した場合では、税務上の取扱いが違うのでしょうか。

A : 社宅の場合、一定額以上の適正家賃を徴収していれば経済的利益に対する課税はありませんが、住宅手当の場合は給与として課税されます。

【解説】

従業員の定着化のため会社が住居に関する援助をする場合に、社宅の貸与や住宅手当の支給等の方法が考えられます。

社宅の貸与の場合、一定額以上の適正家賃を徴収している場合には、経済的利益に対する課税はされません。これは、その貸与が使用者の業務遂行上の必要性に基づくもので、貸与を受けるものの選択性がなく、また、換金性がないこと等の理由からです。

一方、従業員に対する福利厚生であっても、住宅手当は社宅の貸与を受けたことによる経済的利益ではなく、金銭そのものですから、家賃補助等の名目で支給したとしても給与として課税されますので、源泉徴収が必要になります。

